

受付終了

働き方改革推進セミナー (同一労働同一賃金への対応)

2020年4月1日施行

○パートタイム・有期雇用労働法により

☆正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けることが禁止されます

☆待遇の差に関する説明義務が強化されます

☆行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)が整備されます

※処遇格差に係る法令・裁判例等の動向について詳しく解説します

入場無料

◆ 日時

○仙台会場 令和元年6月13日(木) 13:30~16:00

仙都会館5階 B 会議室 (定員80名)

(仙台市青葉区中央二丁目2番10号 TEL:022-222-4188)

※定員に達した場合、締め切らせていただきます。

◆ 内容

- | | |
|--|-----|
| 1 「働き方改革」(同一労働同一賃金)への対応
~処遇格差に係る法令・裁判例等の動向について~ | 90分 |
| 2 「働き方改革の推進」に役立つ労働関係各種助成金について | 10分 |
| 3 「働き方改革関連法について」 | 10分 |

※ 説明会終了後、会場内で個別相談会を実施します。

◆ 対象者 事業主、人事労務担当責任者、労働者 等

◆ お問い合わせ先……宮城労働局雇用環境・均等室 (TEL:022-299-8844)

◆ 申込方法……宮城労働局雇用環境・均等室あて FAX でお申込みください。

.....(このまま送信してください).....

参加申込書 (FAX 022-299-8845)

参加会場	仙台 (6/13)	
事業所名 (連絡先電話番号)	受付終了 (- -)	
参加者①	(所属)	(氏名)
参加者②	(所属)	(氏名)